

I. 基本方針

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会は、昭和46(1971)年7月13日に任意団体の「沖縄交通遺児を励ます会」としてスタート発足しました。昭和54(1979)年3月27日、同会を発展解消し「財団法人沖縄県交通遺児育成会」へ移行しました。平成元(1989)年10月21日、県知事から特定公益増進法人の証明書交付を受けました。平成23(2011)年7月1日、県知事の認定を受けて公益財団法人へ移行、令和3(2021)年7月に設立50周年を迎えることができました。

本会は 「1. 奨学金等給付事業」

「2. 人材健全育成事業」

「3. 募金・寄付金受入事業、広報活動事業」の3本柱で活動しております。

給付支援をより一層推進し、公益性ある社会福祉と地域貢献活動のため以下の具体的事業計画の推進に努めます。

II. 事業計画

A. 奨学金等給付事業

(1) 目的

本事業は、生計の維持が困難な交通遺児等を対象に給付を実施します。

(2) 事業内容

毎年4月から5月にかけて県内全ての小・中・高等学校、特別支援学校、専修学校、大学へ奨学育成金給付案内文書を送付、受給申請を呼びかけます。ホームページで募集要項を公開するほか、機関紙でも呼びかけます。マスコミ（ラジオ、新聞副読紙）を活用し給付申請者募集の告知をします。

(3) 給付金の種類と支給対象者

① 育成金	小・中・高等学校、特別支援学校に在籍する者
② 奨学金	専修学校、大学に在籍する者
③ 激励金	小・中学校、特別支援学校の小・中学部に入学する者ならびに中学校、特別支援学校の中学部を卒業する者
④ 見舞金	小・中・高等学校、特別支援学校の小・中・高等部に在籍し、1年以内に交通遺児等になった者
⑤ リーダー育成金	海外・国内派遣要綱に準ずる者

(4) 支給額（１人あたり）

① 育成金	小学生	48,000円
	中学生	54,000円
	高校生	96,000円
② 奨学金	専修学生	120,000円
	大学生	240,000円
③ 激励金	小学校(部)入学	15,000円
	中学校(部)入学	20,000円
	中学校(部)卒業	20,000円
④ 見舞金	小学生	30,000円
	中学生	30,000円
	高校生	30,000円
⑤ リーダー育成金	海外派遣	500,000円（最大）
	国内派遣	60,000円

(5) 選考方法

提出された申請書は「奨学金等給付選考委員会」にかけられます。

運営要綱、給付規程、奨学生等選考内規に基づき県や教育庁、小・中高等学校長会、社会福祉協議会等の有識者６名から成る選考委員によって書類審査等の選考が行われます。継続申請者であっても、申請人の素行（休学、退学及び留年等の就学状況）、親権者の生活状況（所得超過等）など改めて確認します。

(6) 申請資格（下段表に該当するものとします）

① 保護者が交通事故で死亡または後遺障害を負った
② 沖縄県内の学校に在籍している
③ 保護者（配偶者含む）年間所得 400 万円未満
④ 保護者が再婚した場合でも年間所得（配偶者含む）が 400 万円未満
⑤ 他の給付制度利用可。ただし選考委員会の審議によるものとする
⑥ その他上記以外の規程による事項など

(7) 実施期間

募 集：4 月 ～ 8 月

選 考：9 月 （選考委員会開催予定）

- ① 奨学育成金の通知及び給付：10 月 ～ 11 月予定
- ② 激 励 金 の 通 知 及 び 給 付：10 月 ～ 2 月予定
- ③ 見 舞 金 の 通 知 及 び 給 付：10 月予定
- ④ リーダー育成金の給付：派遣要綱に基づく主催団体が指定する期日内

(8) その他

① 激励金

奨学・育成金とは別に、小学校、中学校、特別支援学校の入学生と中学校卒業生には激励金を贈ります。理事長に代わり事務局長が各在籍校を訪問し、校長先生や担任教諭らの立ち会いの下、理事長から託された激励の言葉を伝達します。

② 見舞金

見舞金は、事故（死亡・負傷の）日から起算して1年以内の初年度申請者へ贈られます。激励金同様、各在籍校を訪れお見舞いの言葉を伝達します。

③ リーダー育成金

リーダー育成金は、海外・国内派遣要綱のもと文化交流体験に係る派遣費用とします。対象者は、連携団体が提示する条件に該当する者で、費用は一人当たり海外では50万円、国内では6万円を上限額としています。

認定の可否は「奨学金等給付選考委員会」で決定し、結果は事務局から各保護者及び在籍校へ通知します。同時に各家庭への給付手続きも開始します。

B、人材健全育成事業

(1) 目 的

- ①保護者と交通遺児等の交流激励会等を通して家族間相互の結びつきを深め、相互の情報交換や懇親を図る
- ②当会の奨学生等選考内規では対応できない県外進学の学生を支援する
- ③交通遺児等に国際的な視野の取得機会を与えることを目的に海外派遣を実施する
- ④国内派遣による交通遺児等のリーダーシップ育成に努める

(2) 事業内容

① クリスマス交流激励会

クリスマス時期にイベントの招待、映画鑑賞、スポーツ観戦、ホテル食事会など様々な取組みを通して、今後も多くのご家庭に楽しんでもらう場を提供していきます。

② 儀間教育振興会へ学生の推薦（指定枠）

儀間教育振興会は、自身も苦学生だった故儀間常亀氏が「勉学に励む苦学生を支援し、社会貢献したい」との思いで、平成5(1993)年に設立した団体です。交通遺児枠として10人枠を設けていただいているため、当会の給付基準に外れた県外進学者でも引き続き学資援助を受ける道を開くことができます。儀間教育振興会から大学生及び専修学生の学資援助募集依頼を受けた場合、基準要綱や資格等に基づく対象者を募集します。

③ 海外派遣の支援

語学力向上のため海外進出を目指す学生を応援しようと令和元(2019)年度から最大50万円を予算化しました。平成5年度から23年度まで行われていた沖縄ライオンズクラブ主催の海外短期留学生派遣は、現在受け入れが厳しい状況です。同クラブへは引き続き理解求め派遣を要請してまいります。類似制度を持つ団体の情報収集と案内に努めます。選考委員会での助言により、沖縄市のハローワールドと情報交換をしております。海外を希望する子供たちへ、少しでも多くの情報を提供し要綱に基づく派遣実施に向け取り組みます。

④ 国内派遣の支援

沖縄県青少年育成県民会議主催による夏季「フレンドシップイン九州」と冬季「フレンドシップイン兵庫」の交流事業は、県内児童生徒が県外の子供達との共同生活を通し自主性や協調性を養うことを目的としています。交通遺児枠として小学5、6年生または中学生の対象枠が設けられており、派遣依頼を受けますと対象世帯へ募集を呼びかけます。応募者多数の場合は、局内選定でもって派遣者を決定します。上記以外の他団体の国内派遣についても、豊かな人材育成にふさわしいと判断した場合、要綱に基づき派遣を呼び掛けます。

(3) 実施期間

① クリスマス交流激励会の案内：12月

② 儀間教育振興会の交付式：8月

③ 海外派遣（沖縄ライオンズクラブへの推薦枠要請含む）：通年

④ 国内派遣（県青少年育成県民会議への派遣含む）：通年

C、募金・寄付金受け入れ事業

(1) 目的

交通遺児等が境遇に負けることなく希望を持って学業に励み、強く明るく成長し、有為な社会人となるよう奨学・育成金等支給、健全育成事業などを実施するため以下の事業を行います。さらに当会事業を県全域に周知、浸透を図るとともに、交通安全の意識啓発を行います。

- ① 資金確保の募金・寄付金受け入れ事業
- ② 交通事故防止の広報・啓発活動

(2) 事業内容

① 資金確保のための募金・寄付金受け入れ事業

[団体・個人寄付]

令和7年度も寄付に関心を持ってもらうことが大切と考え、寄付団体及び事業者向けのチラシを作成します。支援者と給付者をつなぐ重要な役割がある機関紙「南風」は、手に取って見てもらえる内容づくりに努めます。配布先は、給付世帯をはじめ寄付支援者（個人・団体）、行政機関や福祉施設など関連団体、県内全学校が中心となっています。設置場所は多くの人が利用するパブリックスペースに変えていただくよう協力を依頼します。

[職場・賛助募金寄付]

各市町村役場や教育機関、病院、福祉施設、学校などを通し職場募金を呼びかけます。休眠賛助団体の復活にも注力します。同様にチラシを活用し、回覧等で目に留まるよう寄付意識を高めます。

[ボックス募金寄付]

放置状態の休眠団体に対し集金訪問を行います。同時に、募金ボックスを設置している団体へ継続依頼や、子どもの教育支援に興味がある新たな場所との関係作りを目指し、新規設置呼びかけについて今後も継続します。イベントの復活により、交通安全にかかわりの深そうな場所へボックスを設置してもらえるように働きかけます。

[周年記念団体寄付]

周年を迎える企業・団体に対して“周年記念寄付”の呼び掛けで寄付造成の一助に努めます。

② 交通事故防止の広報・啓発活動

[イベントへの参加]

企業・団体が開催するチャリティーイベント、交通遺児支援を呼びかける街頭募金活動など要請あれば参加・協力し、寄付の受け入れに努めます。昨年展示パネルを作成したので、イベント等で必要であれば貸出や、パネル展の企画があれば積極的に参加します。

[交通安全運動への参加]

行政機関が主導する四季折々の交通安全運動、飲酒運転根絶運動などに積極的に参加し、ともに交通事故防止、予防活動に携わっていきます。

D、広報活動事業

[周知活動]

① 通年活動

毎年課題となっている後遺障害を負った場合の交通遺児等対象者発掘に力を入れます。後遺障害に該当する保護者、遺児等へ一目見て当会の事業概要がわかるチラシ・ポスターを制作します。

次に、これまで少しずつ取り組んでいる“地域住民から情報を寄せられる環境作りの整備”を再度取り入れます。地域に密着した社会福祉協議会、市町村担当窓口児童家庭課、市町村教育委員会などを訪問し周知とパンフレット設置協力をお願いします。

さらに、寄付贈呈式の様子を機関誌やホームページ、新聞本紙に掲載するなどさらにテレビやラジオで寄付団体の社会貢献活動の周知を行うことにより新たな寄付受け入れにつなげます。

② 新規活動

各市町村の教育委員会へ協力依頼を行い、新一年生（小学校、中学校）用に入学式やオリエンテーションでチラシ配布いたします。保護者が必ず手に取って見てもらえるため、効果が期待できます。

※令和7年新一年生へ、参考として下記の8教育委員会で取り組んでおります。

【那覇市、浦添市、うるま市、宜野湾市、名護市、豊見城市、八重瀬町、糸満市】

[ホームページ・機関紙・パンフレット・チラシ・ポスターの発行]

ホームページをリニューアルします。これまで、担当者が手作業で制作したホームページであったため、モバイル非対応やセキュリティリスクが高くなってまいりました。また、申請業務を含めデジタル化を進めていくことも必要です。そのため今年度は、デザインを一新しホームページの機能を充実させ、利用者の利便性を高めることによって、周知に期待が高まります。

年3回発行の機関紙“南風”は発行部数4000部のところを3000部に減数します。同様にパンフレットも部数1000部のところ800部で減数して制作します。これまで“南風”は各学校、給付支給者、寄付団体へ送付してきましたが、一部地域ではペーパーレス化がすすみ南風の送付がメール送信に代わってきました。制作した部数の在庫を解消することが厳しく思い切って減数することになりました。南風は交わることがほとんどない遺児たちと寄付者が繋がるような紙面作りになっており、これからも大切な広報誌に変わりはありませんが当面は減数した部数で様子を見ます。

減数した一方で、チラシ・ポスターを作成します。多くの人の目に留まりやすいよう工夫を凝らし、

周知を徹底します。パンフレット制作も減数しますが、“簡潔でわかりやすい“内容”を意識し制作します。「カケハシオキナワ」のような関連機関の無料ポータルサイトに当会のホームページを掲載できるように働きかけます。教育機関や関係機関へも引き続きバナーの協力依頼を継続します。

E、その他の活動

(1) 目 的

公益目的事業を円滑に執行していくために、重要な手続きを伴ったり組織内の変更などを要する場合は、今後も以下のとおり取り組みます。

(2) 活動内容

① 満期による証書の書き換え

基本財産及び特定資産が満期を迎える際には、担当税理士や各金融機関の担当者に情報提供を求め、より安全かつ慎重な書き換えに努めます。

② 事業の円滑な取り組み

事業を円滑に取り組むために諸規程の見直し、または新たに導入が必要と判断された場合には、公益法人法に従いみなし決議を行使するなど、より柔軟な対応を心がけて取り組みます。

③ 公益法人制度の改革に対応 [2025 年 4 月から「公益法人制度」が変わります。](#)

- 【改正の部分】
- 財務規律の柔軟化・明確化
 - 行政手続きの簡素化・合理化
 - 自律的ガバナンスの充実、透明性向上（外部監事の起用）

局内でも改正部分の勉強会を持つことで新制度に対応します。特に新しい公益会計基準の変更にについては担当税理士とともに、進めてまいります。